

令和 8 年 度

安 城 市 補 正 予 算 書

第 6 3 号議案

令和 8 年度安城市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度安城市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 7 4 , 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 6 , 3 5 4 , 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

安城市長 三 星 元 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 国庫支出金		12,757,026	40,841	12,797,867
	10 国庫補助金	2,687,778	40,841	2,728,619
70 県支出金		6,249,225	98,333	6,347,558
	10 県補助金	2,301,915	98,333	2,400,248
80 寄附金		310,000	245	310,245
	5 寄附金	310,000	245	310,245
90 繰越金		1,500,000	414,981	1,914,981
	5 繰越金	1,500,000	414,981	1,914,981
95 諸収入		2,688,725	19,800	2,708,525
	25 雑入	2,462,715	19,800	2,482,515
歳 入 合 計		85,780,000	574,200	86,354,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		9,220,274	1,300	9,221,574
	10 徴税費	684,527	1,300	685,827
15 民生費		34,601,052	23,300	34,624,352
	5 社会福祉費	14,904,385	3,300	14,907,685
	10 児童福祉費	18,108,882	20,000	18,128,882
20 衛生費		8,495,834	71,600	8,567,434
	10 環境費	4,728,140	22,000	4,750,140
	15 水道事業費	367,659	49,600	417,259
30 農林水産業費		2,446,059	85,000	2,531,059
	5 農業費	2,446,059	85,000	2,531,059
40 土木費		10,709,950	353,000	11,062,950
	10 道路橋りょう費	2,956,525	320,000	3,276,525
	15 河川費	516,235	33,000	549,235
50 教育費		13,105,982	40,000	13,145,982
	10 小学校費	2,269,363	40,000	2,309,363
	25 社会教育費	4,026,479	0	4,026,479
歳 出 合 計		85,780,000	574,200	86,354,200

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 千円
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	320,000
	15 河川費	河川維持管理事業	70,000
50 教育費	10 小学校費	小学校屋内運動場空調設備設置事業	40,000

第 6 4 号議案

令和 8 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 4 5 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 5 2 4, 4 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

安城市長 三 星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
35 繰入金		2,594,249	3,300	2,597,549
	5 一般会計繰入金	2,146,375	3,300	2,149,675
40 繰越金		1	155	156
	5 繰越金	1	155	156
歳 入 合 計		12,521,000	3,455	12,524,455

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 地域支援事業費		582,789	3,300	586,089
	15 包括的支援事業費・任意事業費	169,299	3,300	172,599
35 諸支出金		72,268	155	72,423
	5 償還金及び還付加算金	6,854	155	7,009
歳 出 合 計		12,521,000	3,455	12,524,455

第 6 5 号議案

令和 8 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 令和 8 年度安城市の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度安城市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 水道事業収益	3,669,000千円	2,600千円	3,671,600千円
第10項 営 業 収 益	3,213,188千円	△47,000千円	3,166,188千円
第20項 営 業 外 収 益	455,810千円	49,600千円	505,410千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 2 款 水道事業費用	3,563,000千円	2,600千円	3,565,600千円
第10項 営 業 費 用	3,485,855千円	2,600千円	3,488,455千円

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

安城市長 三 星 元 人

第 6 6 号議案

令和 8 年度安城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 令和 8 年度安城市の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 8 年度安城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
（４）主要な建設改良事業			
ポンプ場整備工事費	369,000千円	△88,000千円	281,000千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 3 款 資本的収入	1,035,000千円	△88,000千円	947,000千円
第10項 企 業 債	405,200千円	△39,600千円	365,600千円
第40項 受 益 者 負 担 金	21,273千円	△4,400千円	16,873千円
第50項 国 県 支 出 金	339,980千円	△44,000千円	295,980千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 4 款 資本的支出	2,435,000千円	△88,000千円	2,347,000千円
第10項 建 設 改 良 費	1,386,805千円	△88,000千円	1,298,805千円

（継続費）

第 4 条 予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 資本的支出	10 建設改良費	広美中継ポンプ場電気及び機械設備更新事業	千円 555,000	令和8年度	千円 222,000	千円 670,000	令和8年度	千円 134,000
				令和9年度	333,000		令和9年度	402,000
							令和10年度	134,000

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	340,700千円	△39,600千円	301,100千円

令和8年8月27日提出

安城市長 三星元人